

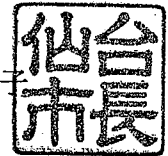
H30 環環企第 757 号

平成 30 年 9 月 3 日

仙台市環境審議会

会 長 渡 邊 浩 文 様

仙 台 市 長 郡 和 子



本市における地球温暖化対策のあり方について（諮問第 10 号）

低炭素都市の実現に向け、市民・事業者・市が一体となって実効性ある地球温暖化対策を推進するための条例のあり方について検討するとともに、事業者との協働による「（仮称）温室効果ガス削減アクションプログラム」の制度内容を検討するため、仙台市環境基本条例（平成 8 年仙台市条例第 3 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、仙台市環境審議会の意見を求めます。

## 諮 問 の 趣 旨

地球温暖化による気候変動や自然災害の増加は、地球規模での喫緊の課題であり、豊かな自然と穏やかな気候に恵まれた本市においても、近年、その影響は顕著になっています。

こうした状況に鑑み、本市は、平成 28 年 3 月に策定した「仙台市地球温暖化対策推進計画」において、2015(平成 27)年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で採択された「パリ協定」を踏まえた国の削減目標にさらに上乗せし、2020(平成 32)年度における温室効果ガス排出量を、基準年度である 2010(平成 22)年度比で 0.8%以上削減するという目標を設定しました。

しかし、東日本大震災後の温室効果ガス排出量は、電源構成の変動や人口の増加、経済活動の活発化といった要因により大幅に増大しており、こうした中で排出量削減に向けた実効性ある取り組みが求められています。

本市においては、仙台市地球温暖化対策推進計画において、国による温室効果ガス削減の取り組みと併せ、本市独自の取り組みを掲げ、その推進を図っているところで

す。

今後、本市における低炭素都市づくりを一層推進していくためには、条例の制定により、市民・事業者・市のそれぞれが地球温暖化防止に向けて果たすべき責務や取り組みなどを明らかにするとともに、協働して地球温暖化対策に取り組む姿勢を明確にすることが重要です。

また、市域の温室効果ガス排出量の約半分を事業者が占めることから、本市が事業者と協働して温室効果ガス及びエネルギーコスト双方の削減を図る「(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラム」について、着実に取り組みを進めることが必要です。

このような基本的な考え方に立ち、地球温暖化対策を推進するための条例のあり方や、「(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラム」の制度内容について、貴審議会における総合的・専門的な見地からの審議をお願いするものです。